

●香川県告示第52号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和4年2月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

観音寺市粟井町字一ノ坪533番1、534番1、540番1、540番2、字浦ノ谷4798番1、4798番5から4798番7まで、4798番11、4798番13、4798番15、4800番3から4800番7まで、4800番10から4800番15まで、字奥坂瀬4625番1、4628番1から4628番4まで、4628番6、4628番11、4628番12、字下坂瀬4526番2、4526番14から4526番17まで、4526番21から4526番23まで、4526番46、4526番47、字坂瀬4648番2、4648番3（次の図に示す部分に限る。）、4650番1、4650番4、4650番6、4650番7（次の図に示す部分に限る。）、4650番8、4650番10、4650番11、4655番1、4656番1、4656番2（次の図に示す部分に限る。）、4658番1、4658番12から4658番15まで、4808番2から4808番8まで、4808番11から4808番15まで、4808番27、字上坂瀬4664番1から4664番3まで、4664番10から4664番12まで、4664番15、4664番21、4664番23、4664番25、字中坂瀬4618番1、4618番4、4618番5、4618番16、4618番20、4618番26、4619番1、字抽ノ駒4810番1、4810番4から4810番6まで、字東谷口4332番2、4332番13、字母神702番3、字力石4399番1、4399番3、4399番4、4399番8から4399番12まで、高屋町字前ノ原2589番1、2589番5、2589番12から2589番14まで、2589番24、2591番1、2591番2、木之郷町字片山501番1、501番2、流岡町字七宝山1277番2から1277番5まで

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

観音寺市粟井町字浦ノ谷4798番1、4798番5から4798番7まで、4798番11、4798番13、4798番15、4800番3から4800番7まで、4800番10から4800番15まで、字奥坂瀬4625番1、4628番1から4628番4まで、4628番6、4628番11、4628番12、字下坂瀬4526番2、4526番14から4526番17まで、4526番21から4526番23まで、4526番46、4526番47、字中坂瀬4618番1、4618番4、4618番5、4618番16、4618番20、4618番26、4619番1、字抽ノ駒4810番1、4810番4から4810番6まで、字東谷口4332番2、4332番13、字力石4399番1、4399番3、4399番4、4399番8から4399番12まで

イ その他の森林については、主伐にかかる伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び観音寺市農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）